

Q 当寺では、ご門徒が葬儀や法事で本堂や庫裏を使用される際に使用冥加をいただいています。これは収益事業とみなされるのでしょうか？ また、ご門徒からお墓を建てるにあたり、墓石業者を紹介してほしいとの依頼がたまたまあり紹介したところ、業者より謝礼として金銭を受領しましたが、この場合はどうでしょうか？

A 法人税法上、課税対象となる収益事業の要件は三つあります。

- ① 事業が税法で規定する三十三業種のいずれかに該当すること
- ② 事業所を設けていること
- ③ 継続して営まれること

①について言えば、葬儀や法事の際の使用料収入は「席貸業」に該当するかどうか

題になります。②については、本堂は宗教活動を行う場所そのものであり、庫裏は住職の居宅兼門信徒の集会所でもあり、宗教活動上不可欠のもので、事業所とは言い難いでしょう。さらに③については、葬儀や法事が当寺院の門信徒に限られるならば、年間何十回も行われることはないでしょうから、継続して営まれるとは言えません。

結論から言えば、門信徒を対象に行われる葬儀や法事に関連して收受する使用料は、名目の如何に関係なく、税法上の収益事業とみなされることはありません。

ただし門信徒に限定せず、宗派に関係なく広く宣伝も行い、料金も定めて貸すような場合、回数も多くなり継続して事業所を設けて営んでいるとして、収益事業とみなされる恐れがないとは言えません。しかし、この場合でも住職が僧侶として出勤されるのであれば、宗教活動の一環であるとして収益事業と

みなされることはないと考えます。ただ境内地に会館を建てて葬儀や法事などに使用させるような場合の使用料収入は、明らかに収益事業であると言えます。

次に墓石業者よりの謝礼ですが、三十三業種の「周旋業」に該当するかどうかという問題です。住職がたまたま相談を受けて、業者を紹介したことへの謝礼として受け取る金銭ですので、継続して営んでいるとは言えません。したがって収益事業とみなされることはありません。ただし紹介料を寺院の会計簿に収入として含めておく必要があります。記帳しておけばまったく問題はありませんが、記帳せず後に税務調査で指摘されるようなことになる。住職へのみなし給与とされ、源泉徴収義務者である寺院に対し源泉所得税の追徴が行われる可能性がありますので注意してください。

Q 仏具などの物品で寄付があった場合、  
会計処理はどのようにすればよいのでしょうか？

A 仏具など物品が寄付された場合、少額で消耗が早いようなものについては、会計処理の必要はまったくありません。しかしある程度の価格で、しかもいつまでも使用に耐えるような物品については固定資産として受け入れ、財産目録に載せるべきです。収支計算書には記録する必要はありません。

具体的に価格が何円以上であれば固定資産として処理すべきかということになりますが、現在税法では一個十万元以上を固定資産とするとなっていますので、これによってもよいでしょう。いずれにしろ、寄付された物品で固定資産として計上するものについては、時価を見積もって価格をつけることを忘れないでください。

なお固定資産は数が多いので、財産目録に記載する場合は「別紙明細」として点数と総額だけを記すにとどめ、別途明細表を作っておくのが一般的です。望ましいのは固定資産台帳を作成して、取得日、品名、金額、購入先、寄付者などを明らかにしておけば、明細表を作る上でも便利です。物品を大切に管理するためにも役に立つはずですよ。

(税理士法人ゆびすい)

宗派顧問税理士 佐久間 進

このコーナーでは皆様からのご質問を募集いたします。寺院会計・税務に関するどんなご質問でも結構ですので、書簡、FAXまたは電子メールにてどしどしお寄せください。皆様からのご質問をお待ちしております。質問のあて先、お問い合わせは所務部へ財務担当まで。

〒600-8501

京都市下京区堀川通花屋町下ル

浄土真宗本願寺派宗務所内

所務部へ財務担当へ

TEL 075-371-5181(代)

FAX 075-351-1211

メールアドレス

zeimusoudan@hongwanji.or.jp